

道路運送法第21条運行内容の 見直しについて

Ⅰ．運行内容の変更

利便性の向上と安全な運行の確保等を目的とした運行内容の見直しを行い、道路運送法第21条の変更申請を行い、令和7年5月20日付で許可を得た。

		課題点等	変更内容
①	運行に係る所要時間等の見直し	・前路線バス事業者の運行ダイヤを参考としたが、実際の所要時間に乖離があり、電車への乗継や運転士の休憩時間に影響が生じていた。 ・武蔵高萩駅系統第2便に普通タクシー車両の運行便を設けていた。	運行ダイヤの改正 ※休憩時間の確保 ※武蔵高萩駅系統：1.5便増 ※普通タクシー運行便の廃止
②	複雑な運行形態の見直し	・高麗川駅西口と武蔵高萩駅を結ぶ直通便（1日2便）を設けていたが、両駅間の移動に用いる利用者は限定的であり、運行系統が複雑化していた。 ・高麗川駅系統第13便を対象に、武蔵高萩駅系統の運行車両で応援運行便を設けていた。	運行ダイヤの改正 ※直行便の廃止 （一事業者1系統の運行） ※応援便の廃止
③	予備車両の扱い	・ワゴン車両（乗車定員10名）を予備車両としたため、通常運行（追加便）での使用ができない。 ・追加便を普通タクシー車両（乗車定員5名）で対応する状況で、乗り切れない場合は複数台の車両が必要になる。	予備車両を通常運行（追加便含む）に使用できるよう変更 ※非常時での対応は一般タクシーとする

※改正後の運行ダイヤは別紙参照